

## 生駒市議会告示第2号

生駒市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を  
次のように定める。

令和7年12月26日

生駒市議会議長 片山 誠也

生駒市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示  
生駒市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年3月生駒市議会  
告示第1号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第11号及び様式第17号中「又は住民基本台帳カード（住  
所記載のあるもの）」を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の生駒市議会の個人情報の保護に関する条例  
施行規程（以下「旧告示」という。）の規定により提出されている様式は、改正  
後の生駒市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定により提出され  
た様式とみなす。

3 この告示の施行の際現に存する旧告示の規定による様式は、所要の修正を加  
え、なお使用することができる。